

# はたちからのスタート

～平成20年に新成人となるあなたへ～



福井県選挙管理委員会・市町選挙管理委員会  
福井県明るい選挙推進協議会・市町明るい選挙推進協議会  
福井県明るい選挙推進青年活動隊 C E P T

## 目次

- 身近なところに政治・選挙が見えた! ..... 2
- プラチナチケット「選挙権」 ..... 3
- 選挙のつぼ Part1 ..... 4
- 「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど ..... 5
- 投票所の中をチェック! ..... 7
- 雨にも負けず、風にも負けず投票へ ..... 8
- 私たちの投票用紙はどこへ? ..... 9
- 若者よ、立ち上がれ! ..... 11
- 私たちも選挙に参加 CEPTです! ..... 12
- 一日選挙管理委員の久保さん、片山さんに聞きました。 ..... 13
- 選挙のつぼ Part2 ..... 14
- 選挙クイズに挑戦(寄附等の禁止編) ..... 15
- 選挙のエトセトラ ..... 17

CEPTのみんなが表紙、裏表紙を撮影しました。  
さて、「CEPT」、「めいすいくん」っていったいどれでしょう?  
P2、P12をご覧ください!

## 身近なところに政治・選挙が見えた!



はじめまして、めいすいくんです。  
みなさん、新成人おめでとうございます。  
20歳になってできるようになったこと  
(飲酒…?)はいろいろあるけど、忘れて  
はいけません。そう「選挙」!

こんにちは、CEPT隊員のあゆみです。  
こうなったらいいな、ああなったらいいな、普段の  
暮らしの中で、そう感じることもあるよね。  
そんな想いや願いを私たちの代わりに国や地域で実  
現してくれる人たちを選ぶこと、それが「選挙」です。  
これから、私とめいすいくんが、選挙についてナビ  
ゲートするよ。

CEPTについては、P12で紹介するよ。



## ペットボトルのジュースを買ったら、こんな政治・選挙が見えた!

- 1 ジュースを買ったときに、消費税を一緒に払ったよね。  
消費税の税率(5%)を決めること、集めた税金の使い方を決めることは政治の役目なんだ。
- 2 飲み終わった後、ペットボトルはペットボトル専用のごみ箱に分別して捨てるよね。ペッ  
トボトルをリサイクルすることで、二酸化炭素の排出量が減り、地球温暖化の防止につな  
がるんだ。  
環境問題や地球温暖化防止の対策を考え、実施していくことも政治の役目なんだ。

こんにちは、CEPT隊員のひとときです。  
ペットボトルひとつをとっても、政治が私たちの暮らしに深くかかっていることが分かるよね。みんなも、  
「関係ない」とは言ってもらえないよ。  
そして、政治に関わっている僕たちの代表者を選ぶのが選挙。だから、選挙ってとっても大事なんだ。



## ひとくちメモ「選挙のめいすいくん」

明るい選挙のイメージキャラクターで、投票箱をモチーフとしてつくられました。頭にある2本の縦線は投票用紙の投函口を表しています。名前の「めいすい」は、「明るい選挙推進」の「明」と「推」を引用しています。



# プラチナチケット「選挙権」



選挙といってもまだピンとこないかもしれないけど、20歳になったらみんなに与えられる権利、それが選挙権なんだ。  
まずは、選挙権について説明しよう！

## 明治時代はプラチナチケット？



明治時代の有権者は、一定額以上を納税する25歳以上の男子に限られ、その数は、全人口のわずか1.1%でした。選挙権が20歳以上の全ての国民に与えられるようになるまでには、長い時間がかかったんだよ。



被選挙権(選ばれる権利)は、選挙権とはちょっと違ってよ！

### 選挙権(選ぶ権利)

#### [要件]

#### 国会議員

日本国民で年齢満20歳以上の者

#### 地方公共団体の議員・長

日本国民である年齢満20歳以上の者で同一市町村に3か月以上引き続き住んでいる者

※選挙権・被選挙権の要件は、以上のとおりですが、①成年被後見人、②公職選挙法や政治資金規正法に定める一定の罪を犯した者などは除かれます。

### 被選挙権(選ばれる権利)

#### [要件]

#### 衆議院議員、市町村長

日本国民で年齢満25歳以上の者

#### 参議院議員、知事

日本国民で年齢満30歳以上の者

#### 県・市町村の議会の議員

その選挙権を有する者で年齢満25歳以上の者

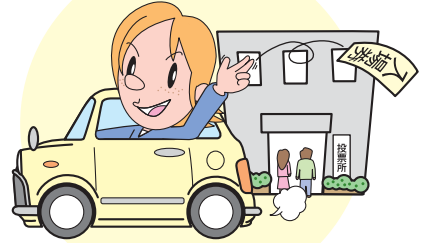
## ひとくちメモ「選挙権は18歳から？」

平成19年5月に国民投票法(正式名称は「日本国憲法の改正手続きに関する法律」)が公布され、国民投票の投票をすることができる年齢は18歳以上とされました。ただし、関係法令の改正がなされるまでは20歳以上とされています。これに伴い、選挙権についても18歳以上となるかもしれませんが。

## 選挙のつぼ Part1

### 投票しないと罰金!?

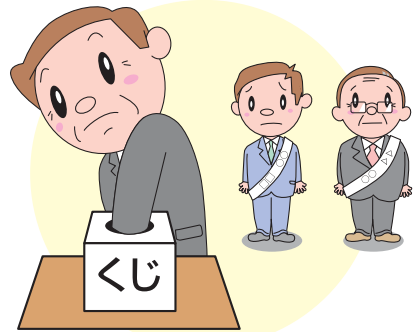
日本では、投票を行わないことも認められていますが、憲法で「投票は義務」と規定されている国（イタリアなど）や、さらには、投票を行わないと罰金を払わなければならない国（オーストラリア、ベルギーなど）もあります。



### くじで当選人が決まる!?

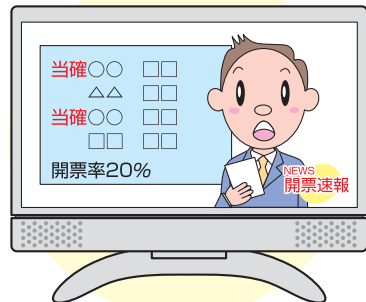
当選人は、開票が終わった後、選挙会において得票の多い者から順次決定されますが、たまたま最下位当選者となるべき者で得票数が同じ者が2人以上いるときは、選挙長がくじで当選人を決定することになっています。

この方法は、昭和22年以降採用されましたが、それ以前は年長者を当選人とすることとされていました。



### 当確は誰が発表する?

テレビで開票速報を見ていると、開票終了前に当確（当選確実）が伝えられることがありますが、これは報道機関が、他の候補者の得票状況や、候補者の選挙地盤、その他過去の実績等を勘案して独自に発表しているものです。開票率が数パーセントでも当確の発表がされている場合もあるようです。



# 「選挙」といっても、いろいろな種類があるようだけど



衆議院議員総選挙の投票に行ったら、3枚も投票用紙をもらいました。さて、なんの投票用紙か分かるかな!

最後にもらった1枚は、最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙だけど、あとの2枚の投票用紙は…。答えの前に、まずは、選挙の仕組みを勉強しよう。



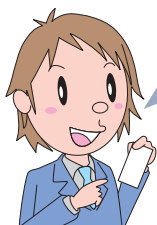
## 衆議院議員総選挙

小選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期は4年で、任期の途中でも解散があります。

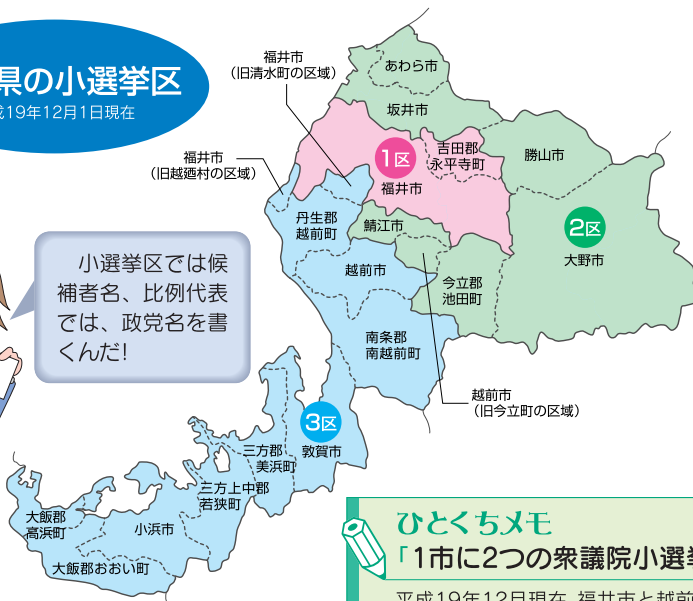
- 小選挙区選挙：福井県では3選挙区あり、定数は各1名(計3名)です。
- 比例代表選挙：福井県は北陸信越ブロック(新潟県、富山県、石川県、長野県と同じブロック)で、定数は11名です。

## 福井県の小選挙区

平成19年12月1日現在



小選挙区では候補者名、比例代表では、政党名を書くんだ!



## ひとくちメモ

### 「1市に2つの衆議院小選挙区?」

平成19年12月現在、福井市と越前市は、それぞれ2つの小選挙区にまたがっています。この小選挙区の区割りは、国勢調査で調べた人口をもとに、10年ごとに見直されます。

もう分かったよね。CEPTがもらった2枚の投票用紙は、衆議院議員総選挙の「小選挙区選挙」と「比例代表選挙」の投票用紙なんだね。

次に、参議院議員の選挙について説明しよう。衆議院議員の選挙とはちょっと違うよ。



## 参議院議員通常選挙

選挙区選挙と比例代表選挙が同日に行われます。任期満了(6年)による選挙により、3年ごとに半数が改選されます。

- 選挙区選挙：都道府県単位で行われ、福井県の定数は2名です。
- 比例代表選挙：全国を単位として選挙区が設けられています。

選挙区では候補者名、  
比例代表では候補者名  
または政党名を書くのよ!



知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員の選挙も忘れちゃいけないよ。

みんなの願いを県や市町村など身近なところで実現してくれるのが知事や県議会議員、市町村長、市町村議会議員なんだ。

だから、どんな選挙もとても大切な選挙なんだよ!



## ひとくちメモ「総選挙?通常選挙?」

「総選挙」は衆議院議員の選挙に使われ、「通常選挙」は参議院議員の選挙に使われます。衆議院議員の場合、全議員を一斉に改選するため「総選挙」と言い、参議院議員の改選は、3年ごとに半数ずつ行われるため「通常選挙」と言います。

# 投票所の中をチェック!



20歳になって、初めて投票所に行ったときは、とてもドキドキしたよ。

初めてのときって緊張するよね!  
よし、僕が投票所の中を紹介しよう!

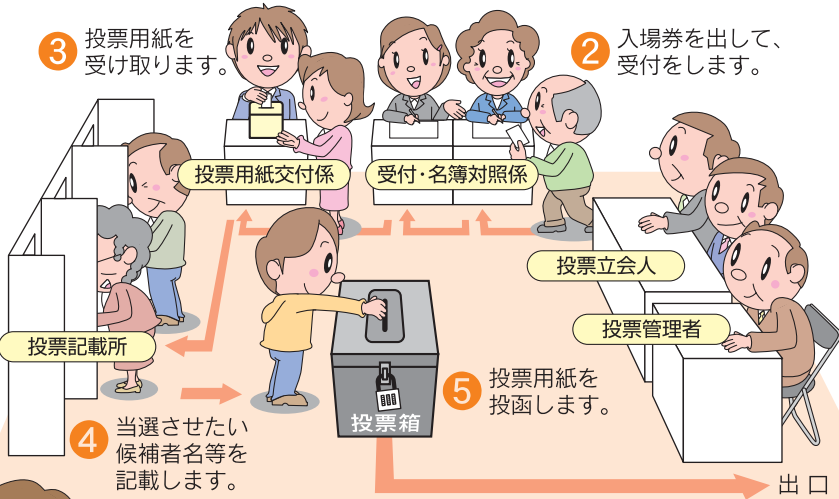


## 投票所の中はこうなっている!

① 投票日の原則午前7時から午後8時までの間に、入場券を持って決められた投票所に行きます。

③ 投票用紙を受け取ります。

② 入場券を出して、受付をします。



④ 当選させたい候補者名等を記載します。

⑤ 投票用紙を投函します。



投票所は朝7時から夜8時まで開いています。

投票日はほとんど日曜日だから用事のある人も多いかも。でも、投票所は朝7時から夜8時まで開いているので、出かける前、帰宅前にちょっと寄り道して投票してね。

また、小さな子供さんや介護者なども一緒に投票所に入ることができるよ。

## ひとくちメモ「投票所入場券を忘れたら?」

投票日が近づくと、通常、投票所入場券が送られてきますが、これは、映画の入場券とは異なり、これがないと投票所に入れないというものではありません。忘れた場合でも投票はできるので、心配しなくても大丈夫!



# 雨にも負けず、風にも負けず投票へ



投票日が、大学の友人との卒業旅行の日と重なってしまったの。

大丈夫!僕に任せて!  
とっておきの方法があるよ。



## 当日都合が悪いときは、事前に投票OK

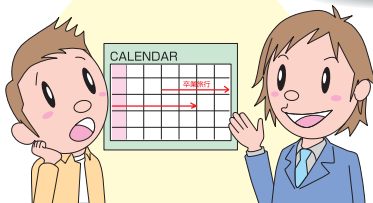
### 期日前投票

#### ●投票できる人

投票日当日に、仕事や旅行、レジャー等で投票所へ行けない人

#### ●投票できる日、時間

公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで(土・日曜日を含む。)の原則午前8時30分から午後8時まで



## 入院中も投票OK

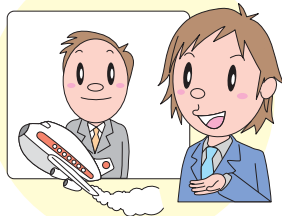
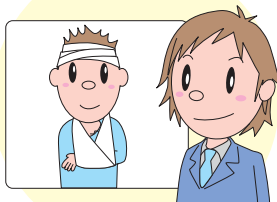
### 不在者投票

一定の病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その病院や老人ホームで不在者投票ができます。

## 外国でも投票OK

### 在外投票

日本国籍を持つ有権者で、現在の住所地为管轄する在外公館の管轄区域に3か月以上住んでいる方は、国政選挙において、外国で投票できます。



投票方法の詳細については、お住まいの市町の選挙管理委員会にお聞きください。



## ひとくちメモ「南極からも投票OK」

南極地域観測隊の隊員で一定の要件に該当する人は、ファックスを使用して国政選挙の投票ができます。

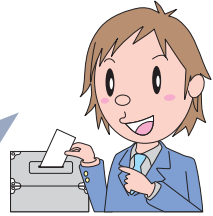


# 私たちの投票用紙はどこへ？



投票箱に入れた投票用紙がその後どうなるか知ってる？

みんなが未来を託した投票用紙の行方、気になるよね。追跡してみよう！



## 投票用紙の行方

- ① 各投票所の投票箱は、開票所に集められます。
- ② 開票立会人の立会いの下、投票箱を開きます。
- ③ すべての投票箱を一斉に開いて、投票用紙を混同します。
- ④ 投票を点検し、その有効無効を決定します。このとき、開票立会人の意見を聞きます。
- ⑤ 開票が終了し、候補者別の得票数が出たら、選挙会を開いて当選人を決めます。



### ひとくちメモ「投票用紙はいつまで残す？」

投票用紙など選挙に関して作成された書類は、後で訴訟が提起された場合など改めて必要となることもあるので、その選挙に係る議員または長の任期が終了するまでの間、市町村の選挙管理委員会において保存されます。

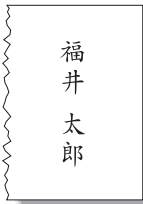


集められた投票箱を開き、投票用紙を混ぜ合わせるのは、投票の秘密を守るためなんだ。

そう!それと、せっかく投票したのに、次のような投票は無効になるから気をつけてね!  
みんなは候補者の名前を正しくはっきり書きましょう!

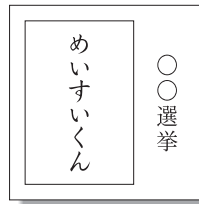


## 無効票の例



① 所定の用紙に  
書かないもの

メモ用紙に  
書いたものはダメ

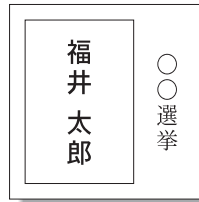


② 候補者でない者の  
氏名を記載したもの

めいすいくんは、  
立候補していないよ



③ 2人以上の  
候補者の氏名を  
記載したもの



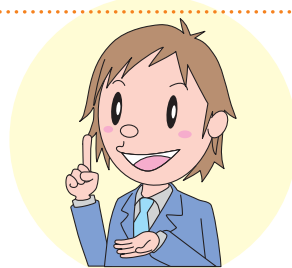
④ 自分で  
書かなかったもの

ゴム印を  
押したものはダメ



⑤ 候補者の氏名以外の  
ことを書いたもの

名前以外のことを  
書くと原則無効だよ



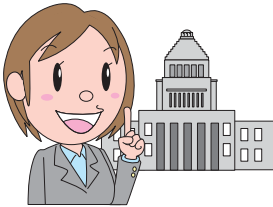
## ひとくちメモ「投票用紙は自然に開く？」

投票用紙は、普通2つ折りにして投票箱に入れます。しかし、開票時に1枚1枚開くのは大変なので、最近は投票箱の中で自然に開く性質のある素材で作られています。

# 若者よ、立ち上がれ!

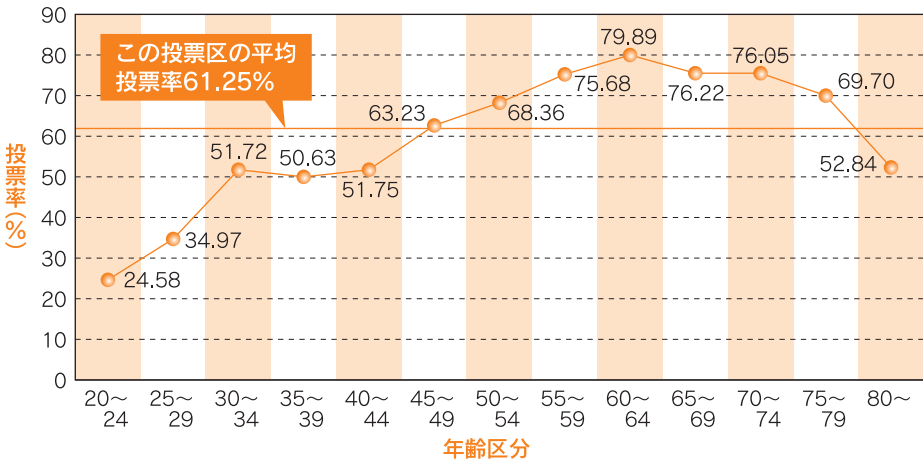


下のグラフを見てよ。若者の投票率がとても低いんだ。20代前半の投票率は、約25%で60代前半の投票率の3分の1以下なんだよ。



私たち若者をもっと投票に行かなければ、若者の声は政治に届きません。自分1人が投票しても何も変わらないと感じる人がいるかもしれないけど、少子高齢化、税金、年金問題、ニートやフリーターの増加などは、私たち若者の今、そして将来に関わる問題なんだ。とにかく投票に行こう。すべてはそこから始まるから!

## 県内のある投票区の投票率(第21回参議院議員通常選挙)



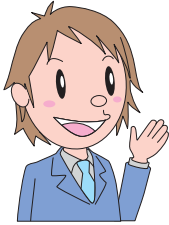
## ひとくちメモ「投票に行かない理由No.1は?」

投票に行かなかった理由のベスト3は次のとおりでした。  
(平成17年の第44回衆議院議員総選挙の調査結果)

- ① 投票日に用事があった …33.5%
- ② 選挙にあまり関心がなかった …23.5%
- ③ 適当な候補者も政党もなかった …14.0%

みんなは投票に行こうね!投票日に用事があったら、期日前投票!

# 私たちも選挙に参加 CEPTです!



僕たち若者も選挙に関わっています。  
みなさんも一緒に活動してみませんか?

## CEPT(セプト)とは?

「Clear Election Promotion Team」の略  
明るくきれいな選挙を進めよう!という若者の選挙啓発ボランティアグループです。

- **正式名称**：福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPT
- **サークル構成**：原則20歳代の若者で構成され、平均年齢は22歳です。  
男性4名、女性8名、計12名(学生5名、社会人7名)

- **活動内容**：投票率アップに向け、若者の視点から選挙啓発を企画立案・実施します。
  - ・月1～2回の企画会議
  - ・大学祭での選挙啓発活動
  - ・ラジオ・テレビでの投票呼びかけ
  - ・ショッピングセンター等での投票呼びかけ

そのほか、  
楽しくやって  
ま～す。



企画会議



大学祭での選挙啓発活動



ラジオに出演

福井県選挙管理委員会のホームページでCEPTの活動内容を紹介しています。

<http://info.pref.fukui.jp/senkan/keihatu/19cept.html>

CEPTに参加を希望される方は、ご連絡ください。

☎0776-20-0260

✉ [senkan@pref.fukui.lg.jp](mailto:senkan@pref.fukui.lg.jp)

## 一日選挙管理委員の久保さん、片山さんに聞きました。



平成19年7月の第21回参議院議員通常選挙の一日選挙管理委員を、県内在住の大学生、久保亜友美さん、片山紗来さんに務めていただきました。

久保さんと片山さんにそのときの様子などをインタビューしてきました。



### 一日選挙管理委員の1日を教えてください。

〈久保さん〉

県選挙管理委員会の黒田委員長から委嘱状が手渡され、いよいよ1日選挙管理委員に任命! 激励の言葉を受け、熱い想いを胸に代表の言葉を述べました。

その後、候補者の選挙事務所を回り、要望書と明るい選挙のシンボル「白バラ」を手渡し、明るい選挙を呼びかけました。



### 印象に残った場面は?

〈片山さん〉

選挙事務所に初めて行って、「福井のために何かしなければ」という候補者の想いを強く感じる一方、若者がもっと選挙に関心を持たなければいけないと感じました。



### 20歳のみなさんへ一言(感想?)

〈久保さん〉

20歳になって初めての選挙で、一日選挙管理委員を務めることができ、大変よい経験になりました。選挙は、私たち若者が自分の意見を主張することができる貴重な機会。責任を持って、毎回ちゃんと投票に行こうね!

〈片山さん〉

これからみなさんは選挙権を持ち、政治・選挙に参加することができます。政治・選挙を「堅い・難しい」など重く考えず、自分たちの未来のため、まず関心を持つことから始めてみませんか? 政治・選挙って意外と身近なものですよ!



## 選挙のつぼ Part2

### 選挙の七つ道具

「弁慶の七つ道具」ならぬ「選挙の七つ道具」をご存じでしょうか。

一定の選挙運動を行うためには選挙管理委員会が発行する標札、表示板その他の物品が必要とされており、これらは無料で交付されます。

これらを公営物資といい、選挙事務所の標札、選挙運動用自動車(船舶)表示板、選挙運動用拡声機表示板、自動車・船舶乗車(船)用腕章、選挙運動員用腕章・街頭演説用標旗および個人演説会立札等表示板があり、これらを俗に「選挙の七つ道具」と呼んでいます。

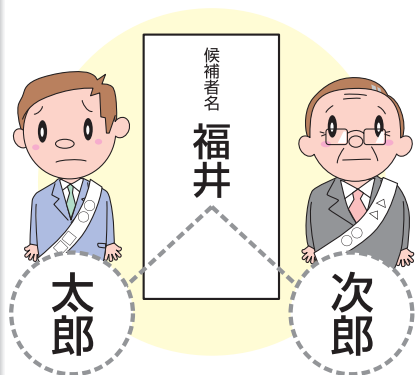


### 得票に一票未満の端数があるのは？

選挙結果の発表をみると、ときどき得票数に小数点がついていることがあります。これは、「按分(あんぶん)」という仕組みの結果なのです。

例えば、福井太郎と福井次郎という候補者があった場合、「福井」とだけ書いた投票はどちらの候補者を書いたのかわかりません。こうした投票があった場合に、それぞれの候補者の得票数に応じて分けることを「得票の按分」といい、このため得票数に小数点がつくことがあるのです。

これは、政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。



# 選挙クイズに挑戦（寄附等の禁止編）

## 「寄附の勧誘はダメ！」

広井てつお



## 【政治家の寄附の禁止】

- Q1. 政治家が、町内のお祭りに寄附したり、各種の会合にお酒を差し入れることはできますか。 →
- Q2. 政治家が、檀家となっている選挙区内にある寺の本堂修復のための寄附をすることはできますか。 →
- Q3. 後援会の会長が、選挙区内にある者に対し、政治家を名義人とする祝儀を出すことはできますか。 →
- Q4. 町内会の役員が、町内の人たち全員にお祭りの寄附を募る場合、町内の政治家に対しても寄附を求めることはできますか。 →

## 【後援会の寄附の禁止】

- Q5. 政治家の後援会が、選挙区内の者の家の新築祝いを出すことができますか。 →
- Q6. 後援会は、その会員の葬式であっても、花輪や香典を出すことはできないのですか。 →

## 【あいさつ状の禁止】

- Q7. 政治家は選挙区内の者に対し、年賀状や暑中見舞等のあいさつ状を出すことはできますか。 →

## 【有料のあいさつ広告の禁止】

- Q8. 政治家が、新聞、雑誌上に有料で年賀広告を載せることができますか。 →



わかったかな？  
解答は次のページだよ。



解答だよ。

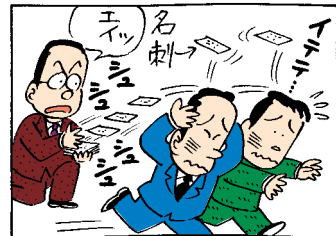
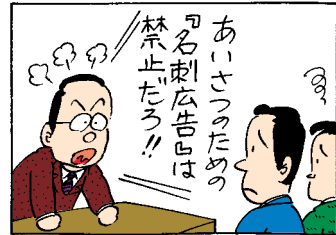
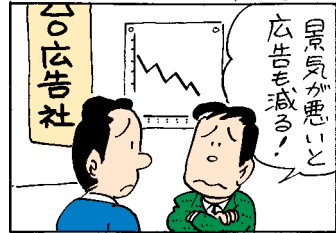


## 【解答】

- A1. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A2. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A3. 禁止されており、罰則の適用があります。
- A4. できません。また、政治家を威迫して寄附を求めた場合は、町内会の役員が処罰されます。
- A5. 新築祝いは祝儀にあたるため禁止されており、罰則の適用があります。
- A6. 選挙区内にある者に対しては禁止されており、罰則の適用があります。
- A7. できません。ただし、答礼のための自筆のものは認められます。
- A8. 禁止されており、罰則の適用があります。

## 有料広告はダメ

中村 よしづ



## ひとくちメモ「三ない運動」

「三ない」とは「贈らない、求めない、受け取らない」ということです。つまり「三ない運動」とは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動です。

# 選挙のエトセトラ

## 市町の長および議会議員の任期満了日

(平成19年12月1日現在)

	任期満了日			任期満了日			任期満了日	
	市町長	議会議員		市町長	議会議員		市町長	議会議員
福井市	23.12.22	23. 5. 1	あわら市	23. 4.21	21. 6.30	越前町	21. 3.12	21. 3.12
敦賀市	23. 4.29	23. 4.29	越前市	21.11. 5	22. 7.29	美浜町	23. 3. 6	22. 3.14
小浜市	※20. 8. 4	23. 4.30	坂井市	22. 4.22	22. 4.22	高浜町	※20. 5.18	23. 4.29
大野市	22. 7. 6	23. 2.20	永平寺町	22. 3.11	22. 7.31	おおい町	22. 4. 1	23. 4.29
勝山市	※20.12.25	23. 8.31	池田町	21. 2. 1	23. 4.29	若狭町	21. 4.30	21. 4.30
鯖江市	※20.10.16	23. 7.14	南越前町	21. 2.12	22. 4.30			

※は平成20年中に選挙が行われるものです。

## 知事および県議会議員の任期満了日

任期満了日	
知 事	県議会議員
23.4.22	23.4.29

## 国会議員の任期満了日

任期満了日	
衆議院議員	参議院議員
21.9.10	22.7.25・25.7.28

※参議院議員は3年ごとに半数改選

## 選挙啓発ソング「正義のヒーロー」

作詞/五十嵐圭祐さん 作曲/青山 好恵さん

ひつつの ちからは ちいさいけれど み  
 んながん がえれば-きつ と うまくいく - あ  
 あなたの ちからは むい みじゃない - あ  
 あなたの ちからが ひつよ うなんだ -  
 こうほしゃではなく - メインはあな  
 た せいぎのみかたは- あなただ-よ -

県選挙管理委員会のホームページからお聴きいただけます。(アドレスは裏表紙参照)

平成19年度明るい選挙啓発ポスター



小学校の部



谷口 茉梨乃さん  
(坂井市立長畝小学校4年)



中学校の部



勝木 麻耶さん  
(あわら市立芦原中学校1年)

平成19年度明るい選挙啓発標語

投票は 社会を変える メッセージ



鯖江市 吉岡 麻美さん

はたちのみんな! もう選挙のことは分かったかな?  
これから、毎回、投票に行こうね!



福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPT



---

## 福井県選挙管理委員会

---

福井県福井市大手3丁目17番1号  
TEL 0776-20-0260 FAX 0776-20-0631  
URL <http://info.pref.fukui.jp/senkan/senkan.html>  
E-mail [senkan@pref.fukui.lg.jp](mailto:senkan@pref.fukui.lg.jp)

※選挙日程、選挙の仕組みや明るい選挙推進運動の記録などをホームページで公開しています。